株式会社朝日放送	社琉球放送	株式会社テレビ朝日	放送	株式会社南日本放送	宮崎テレビ放送株式会社	
ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	
県域符号（沖縄）	地域共通符号	県域符号（沖縄）	地域共通符号	島県域符号（鹿児）	地域共通符号（宮崎）	
ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	
県域符号（沖縄）	地域共通符号	県域符号（沖縄）	地域共通符号	島県域符号（鹿児）	地域共通符号（鹿児）	
ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	
県域符号（沖縄）	地域共通符号	県域符号（沖縄）	地域共通符号	島県域符号（鹿児）	地域共通符号（鹿児）	
ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	ンテ放レ送ビをジ含ョむンテ	高精細ビジョン放送	
県域符号（沖縄）	地域共通符号	県域符号（沖縄）	地域共通符号	島県域符号（鹿児）	地域共通符号（鹿児）	

注　1　関東広域圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域を併せた地域

2　茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を併せた地域

3　近畿広域圏を構成する滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域を併せた地域

4　鳥取・島根圏を構成する鳥取県及び島根県の区域

5　岡山・香川圏を構成する岡山県及び香川県の区域を併せた地域

二　衛星基幹放送

基幹放送事業者	放送の種類	号使用する地域符
日本放送協会	放送（衛星テレビジョン放送（総合））	地域共通符号

三　移動受信用地上基幹放送

基幹放送事業者	放送の種類	号使用する地域符
i株式会社mmb	デマンドアルチメ放送	地域共通符号

四国地方整備局公示

平成二十四年五月二十九日

四国地方整備局長　川崎　正彦

一　保管した物件の名称又は種類及び数量

建物　一家屋

二　保管した物件の所在していた場所及び当該物件を除却した日

(1)　愛媛県松山市出合地先　一級河川重信川水系重信川（右岸二km付近）

(2)　平成二十四年五月十日

三　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　平成二十四年五月十日

(2)　愛媛県松山市井門町地先

四　その他

返還を受ける者は、氏名及び住所を証する書類を掲示し、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所河川管理課に申し出ること。

五　問い合わせ先

愛媛県松山市土居田町七九七番地二

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所河川管理課

電話〇八九―九二二―〇二七〇

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２５号

兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の265

債務者　髙階　正敏

1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　都竹　順一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号

兵庫県西宮市高畑町１番24―505号、前住所

兵庫県西宮市西福町15番24号

債務者　三原　明子

1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中島　健治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６号

栃木県小山市東城南５丁目10番地５

債務者　千田　和昭

1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　須黒　延佳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１０１６号

札幌市中央区南５条西10丁目1015番地５　マンションセブン１号

債務者　西村　正則

1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　寺島　和宏

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後３時30分

5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１号

奈良県生駒市東旭ケ丘５番48号

債務者　澤井　浩一

1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　横田　保典

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時

5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで

奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１９号

北海道苫前郡初山別村字初山別182番地１

債務者　花房　　信

1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹本　康志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午後４時20分

5　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２１号

愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス102

債務者　伊藤　敏彦

1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　　美穂

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時25分

5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２２号

愛知県日進市三本木町細廻間456番地６　日進パレス102

債務者　サロン・シェールこと　伊藤　明美

1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　　美穂

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時25分

5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部